春日部市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

自然と人とが共生し、未来につなぐ環境をみんなで育てまもるまち・春日部を目指して



本市では、「第1次春日部市地球温暖化対策実行計画~春日部市役所温室効果ガス排出量削減計画~」に基づき、市役所の事務・事業を対象とした地球温暖化対策に取り組んでいます。

今後さらに、春日部市域から排出される温室効果ガスを削減していくためには、市民・事業者・ 市の各主体が一体となり、それぞれの役割に応じて身近なところから行動に移し、環境の輪を広 げていくことが求められています。

その中で市は、市民の皆さんや事業者の方々とともに地域の文化や歴史を共有しながら、地域の特性に応じた効果的な施策を提案し、未来に向けて着実に実行していく役割を担っています。

このようなことから、本市では市域全体から排出される温室効果ガスの削減に向け、市民・事業者・市の各主体が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、「春日部市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)とは

■計 画 の 位 置 づ け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に規定する「地方公共団体実行計画」に位置づけ、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めています。また、春日部市環境基本計画で定めた本市の温室効果ガス排出抑制のための「地域推進計画」とします。

■対象とする温室効果ガス

削減対象とする温室効果ガスは、人為的に排出されている 6 種のガスのうち、特例市において削減が義務づけられている二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)の 3 種のガスとします。

■基 準 年 度 と 目 標 年 度

本計画の基準年度は、データ収集の最新年である平成20年度とします。

本計画の目標年度は、春日部市環境基本計画に合わせて平成 29 年度(2017年度)とし、計画期間は平成 24 年度(2012年度)~平成 29 年度(2017年度)とします。

また、地球温暖化の問題は中長期的視点が必要なことから、平成 42 年度(2030 年度)、平成 62 年度(2050年度)に向けて将来を展望し取り組んでいくものとします。

■計画の対象範囲

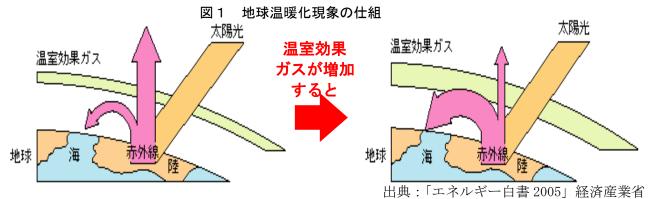
本計画の対象地域は、春日部市域全体とします。したがって、市民の日常生活や事業者の事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガスの排出・削減に関連した活動が対象となります。

■地球温暖化問題が深刻になっています

地球は、太陽からの日射によって暖められた地表から宇宙空間に熱が放出され、大気中にある 二酸化炭素などの温室効果ガスがこの熱を吸収し、再びその一部を地表に戻して熱の収支バラン スをとって人類が生きるのに適した環境が保たれています。温室効果ガスが増えすぎてしまうと、 宇宙に放出される熱が逃げにくくなり、地球の温度が上昇してしまいます。

産業革命以降の化石燃料消費の増加に伴って、大気中の温室効果ガスは急速に増え続けています。現在の傾向が続いて温室効果ガスの濃度が2倍になった場合、今世紀末には、地球の平均地上気温は約2.5℃上昇すると言われています。

地球温暖化が進み気候が大きく変わると、これまで私たちの生活を支えてきた水資源、食料生産も現在の水準を維持できなくなる恐れがあります。また、生物の生育環境の変化は私たちの健康のみならず、生態系全体にも様々な影響を与えることが予測されています。



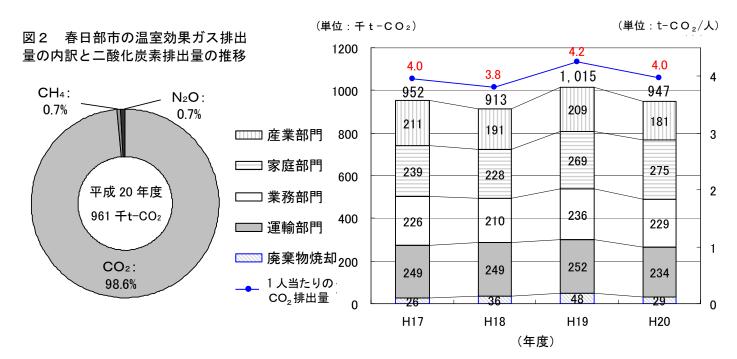
■春日部市域の温室効果ガス排出状況

春日部市域で平成20年度に排出された温室効果ガスはおよそ96万トンと推計され、そのうち98.6%が二酸化炭素で占められています。

平成20年度の二酸化炭素排出量の占める割合を部門別でみると、家庭部門が29%、運輸部門が25%、業務部門が24%、産業部門が19%となっています。

平成17年度からの二酸化炭素排出量の増減を比較してみると、家庭部門が年々増加しており、 業務部門は、ほぼ横ばいで、産業部門と運輸部門では減少しています。

また、二酸化炭素排出量の部門別割合を国や県と比べると、春日部市の場合は産業部門が小さく、家庭部門と業務部門が大きくなっています。



■温室効果ガスの削減目標

「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」において、2020年(平成32年)における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年(平成17年)比25%削減すると定めています。この目標を毎年一定の割合ずつ達成するものとして、これに合わせて本市の平成29年度(2017年度)における温室効果ガス排出量を平成20年度比18%削減する短期目標を設定します。

また、長期目標は平成62年度(2050年度)における温室効果ガス排出量を平成20年度比50% 削減と設定し、この目標を毎年一定の割合ずつ達成するものとして、平成42年度(2030年度) における中期目標を33%削減と設定します。

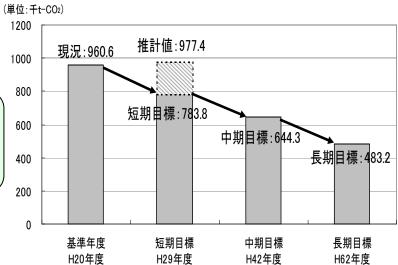
図3 温室効果ガスの削減目標

[基準年度(平成20年度)に対して]

短期目標(平成29年度): 18%削減

中期目標(平成42年度): 33%削減

長期目標(平成62年度): 50%削減



■市が取り組む地球温暖化対策

「持続可能な地域社会」、「資源循環型社会」及び「自然共生社会」における取組の方向性を 見極め、一体となって二酸化炭素の排出の少ない「低炭素社会」の実現に向けて私たちができる ことを行動に移すため、3つの基本理念から導かれる5つの基本プロジェクトによる取組を進め ます。市が取り組む地球温暖化対策の施策体系を以下に示します。

【基本理念】

持続可能な地域社会 1.

こどもたちが将来も 地域の豊かさを実感 できるまち

資源循環型社会

「もったいない」を合い言葉に資源やエネルギーを賢く利用するまち

自然共生社会

自然と人のつながり を生かし新たに創出 するまち 【基本プロジェクト】

1. 低炭素のまちプロジェクト

(1) エネルギーの消費量が少ない生活様式の実践 (2) 低炭素型 交通体系の整備 (3) 低炭素まちづくりの推進

<u>2. エコハウスプロジェクト</u>

(1) エコハウスの普及促進 (2) 住宅、建物における緑化・雨水利 用の普及促進 (3) 公共施設の省エネルギー対策の推進

3. エコチャレンジプロジェクト

(1) 家庭におけるエコライフの推進 (2) 職場におけるエコワークの推進 (3) エコアクションの推進 (4) 環境教育等の推進

4. 資源循環プロジェクト

(1) 4 R^{※1}の推進 (2) 3 M^{※2}の推進(3) 地産地消の推進

5. 水と緑の保全・再生プロジェクト

(1) 水と緑の保全・再生 (2) ヒートアイランド対策の推進

- ※1 4R-資源循環型社会を形成するために必要と考えられる4つの取組リフューズ(断る)、リデュース(減らす)、リュース (繰り返し使う)、リサイクル(資源として再利用する)の頭文字「R」をとった名称。
- %2 3 M マイバ ック 、マイボ トル、マイ箸 3 つの頭文字「M」をとった名称。



■協働して取り組む重点プロジェクト

重点プロジェクトは、平成29年度における温室効果ガスの削減目標達成に向け、重点的な対応が必要なテーマ・課題ごとに、施策体系の中から特に重要度が高いと考えられる事業を抽出しパッケージ化したものです。

本計画では、以下に示すてつの方針に基づき重点プロジェクトを推進していきます。重点プロジェクトは、その取組の即効性や相乗効果、発展性などの他、本市の自然的・社会的特性や特徴を生かすものを選定・抽出しました。

No.	重点プロジェクトの方針	基本プロジェクト の分類	取組主体	ねらいと する部門	平成29年度までに 期待される二酸化 炭素削減量
1	省エネ機器を賢く利用してエネル ギーが節約できる生活様式の普及 を促進します	低炭素のまち プロジェクト	市民、市	家庭部門	5, 100 t -CO ₂
2	自動車利用の抑制につながる各種 低炭素交通対策を一体的・総合的に 推進します		市民、事業者、市	運輸部門	1, 080 t -CO ₂
З	住宅の建替や設備更新に合わせて 省エネ住宅や省エネ機器の普及を 促進します	エコハウス · プロジェクト	市民、市	家庭部門	1, 988 t -CO ₂
4	新しい省エネ技術の普及促進を図 ります		事業者、市	業務部門	4, 644 t -CO ₂
5	環境に優しい行動やエコ製品を選 択する機会を提供し家庭における エコチャレンジを推進します	エコチャレンジ プロジェクト	市民、市	家庭部門	7, 492 t -CO ₂
6	地域コミュニティ活性化の取組と 連携して地域ぐるみで4Rを実践 する取組を推進します	資源循環プロジェクト	市民、事業者、市	廃棄物部門	333 t -CO ₂
7	水と緑の資源を保全・活用するととも に、まちづくりに合わせてつながりの ある緑を創出する取組を推進します	水と緑の保全·再 生プロジェクト	市民、事業者、市	その他	本計画では、吸収源対策 による二酸化炭素の吸収 効果は取り扱わない
平成29年度までに期待される二酸化炭素削減量の合計					20, 637 t -CO ₂

🔲 計画の推進体制

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、市だけでなく、市民・事業者・市民団体等、市域のあらゆる主体がその役割を自覚し、あらゆる分野で自主的に取り組むことが必要です。同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、共に考え、共に協力し、共に行動する「協働」の視点が大切です。このため、市民・事業者・市民団体・行政のネットワークによる推進組織として「(仮称)かすかべ環境推進協議会」を設立し、環境基本計画に基づく推進体制と兼ねて、地球温暖化対策推進法第26条に基づく組織として位置づけます。

春日部市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)概要版 発行元 春日部市環境経済部環境保全課

住所: 〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地

電話:048-736-1111(内線3216)

FAX: 048-736-1026